目次 Corporate direction 環境 社会性 社会性 ガバナンス データ集・索引

# ガバナンス

ガバナンスに関する方針・考え方	159
コーポレートガバナンス	160
リスクマネジメント	172
コンプライアンス	175

目次 Corporate direction 環境 社会性 社会性 ガバナンス データ集・索引

ガバナンスに関する方針・考え方

コーポレートガバナンス

リスクマネジメント

コンプライアンス

# ガバナンスに関する方針・考え方

新型コロナウイルス感染拡大をはじめとした複合的な要因による半導体の供給不足・サプライチェーンへの影響や原材料費の高騰、さらに米中摩擦、ウクライナ情勢等をはじめとする地政学リスクは、世界のあらゆる業種に大きな影響を与え、さらに複雑化しており、企業はきめ細かい管理が求められています。日産は、人々の生活を豊かにするため、信頼される企業として、独自性に溢れ、革新的なクルマやサービスを創造し、その目に見える優れた価値をすべてのステークホルダーに提供すべく、コーポレートガバナンス\*1の向上を経営に関する最重要課題のひとつとして取り組んでいます。気候変動に伴うリスクと機会への対応をはじめ、社会からの要請や社会的責任を常に意識しながら事業活動を展開し、事業の持続的な成長とともに持続可能な社会の発展に貢献していきます。

また、日産が持続可能な企業であるためには、高い倫理観と透明性、また強固な基盤を備えた体制が不可欠です。そしてその取り組みを主体的に情報開示することが求められています。日産の事業はグローバルに拡大し、各地域で多様なステークホルダーと活動していますが、すべてのステークホルダーから信頼され続ける企業であるためには、すべての従業員が高い倫理観を持ってコンプライアンス(法令遵守)を実践しなければなりません。日産では2001年に「グローバル行動規範」\*2を定めて、日産グループ全社で徹底しています。

<sup>\*1</sup> コーポレートガバナンスガイドラインに関する詳細はこちらをご覧ください https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/Guidelines\_JP.pdf

<sup>\*2 「</sup>グローバル行動規範」に関する詳細はこちらをご覧ください https://www.nissan-qlobal.com/JP/SUSTAINABILITY/LIBRARY/ASSETS/PDF/NISSAN GCC J.pdf

目次Corporate direction環境社会性ガバナンスデータ集・索引

ガバナンスに関する方針・考え方

コーポレートガバナンス

リスクマネジメント

コンプライアンス

# コーポレートガバナンス

## コーポレートガバナンスの体制

日産は、2018年に発生した元経営者による不正行為により、ステークホルダーの皆さまに多大なるご迷惑をおかけしました。過度な権限集中・ガバナンスの透明性欠如に起因したものと認識し、これを二度と繰り返さないために、社内の意識改革ならびにガバナンス改善等の再発防止に努めています。

2018年12月に独立社外取締役3名および独立第三者委員4名からなる「ガバナンス改善特別委員会」を設置、同委員会の提言を受けて2019年6月には監査役設置会社から「指名委員会等設置会社」へ移行しています。これにより明確な形で執行と監督・監査を分離し、意思決定の透明性を図るとともに、迅速かつフレキシブルな業務執行を実行し、内部統制、コンプライアンスならびにリスク管理体制の実効性を担保しています。

取締役会では、社外取締役の比率が過半数を占め、多様な視点を経営に反映させるとともに、監督機能のさらなる強化を図っています。取締役会には取締役候補者を決定する指名委員会、取締役および執行役の報酬を決定する報酬委員会、取締役および執行役などの職務執行を監査する監査委員会という3つの委員会を設置しています。各委員会においても社外取締役が過半数を占めており、特に報酬委員会は社外取締役のみで構成されています。執行役および役職員は、取締役会その他の機関による監督・監視・監査に対して常に真摯に対応しています。

さらに、日産はすべてのステークホルダーに対して明確な経営目標や経営方針を公表し、その達成状況や実績を速やかに高い透明性を持って開示しています。さまざまなモニタリングシステムを活用しながら経営の透明性を維持する企業統治の体制を構築するとともに、事業目標の達成を阻害する要因であるリスクを適切に評価し、管理しています。

コーポレートガバナンスは日産の重要な根幹であり、世界の各拠点が連携しながらグローバルな管理体制を整備しています。さらに重要なことは、それらを実効性のあるものにしていくことであり、そのためには組織の隅々まで浸透するよう従業員・ビジネスパートナーへの啓発活動にも注力しています。長期ビジョン「Nissan Ambition 2030」のもと、数多くのワクワクする電動車とイノベーションを提供し、移動と社会の可能性を広げ、お客さまや社会から真に必要とされる持続可能な企業へと日産を変革していくことを目指し、役員から従業員に至るまで透明性と尊重・敬意の姿勢を持って行動し、企業文化を変えることでステークホルダーの皆さまからの信頼を回復していきたいと考えています。

- \* コーポレートガバナンスオーバービューに関する詳細はこちらをご覧ください https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/Overview JP.pdf
- \* コーポレートガバナンスガイドラインに関する詳細はこちらをご覧ください https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/Guidelines\_JP.pdf
- \* ガバナンスのデータに関する詳細は以下のページをご覧ください >>> P216

## コーポレートガバナンス体制の強化

日産は、指名委員会等設置会社として指名委員会、報酬委員会、監査委員会を設置し、以下のポイントを主眼としてガバナンスの強化を図っています。

① 執行と監督の分離

- ② 取締役会の独立性
- ③ 意思決定プロセスの透明性
- ④ 迅速で柔軟性ある業務執行

## 取締役会の役割



## 取締役会の体制

当社の取締役会は、独立性を有する社外取締役がけん引し、多様な視点を持って経営の基本方針を決定するとともに、執行役などの職務執行を監督する役割を担っています。構成員数12名の過半数7名が独立性を有する社外取締役であり、取締役会の議長も独立性を有する社外取締役とすることで、社外取締役によりけん引される環境を創出しています。また、各取締役は、国際性・ジェンダー・専門性等におけるダイバーシティを有しており、これらのインクルージョンを通じて、会議全体として活発な議論と迅速な意思決定を実現することを目指しています。

## 取締役スキルマトリックス

2022年4月より取締役のスキルマトリックスを以下の通りに更新しました。

「ガバナンス」「CSR」⇒「ESG」に統合(E/S/Gの連関を通じてのサステナブルな事業運営のため。)

「デジタルトランスフォーメーション(DX)」⇒新規追加(CASE\*対応を含めた事業運営のため。)

\*CASE: C = Connected (つながるクルマ)、A = Autonomous (自動運転)、S = Sharing services (カーシェア)、E = Electrification (電動化)

		グローバル マネジメント	自動車業界	政府機関	法務 / リスクマネジメント	財務/会計	ESG	   製品 / 技術 	セールス / マーケティング	デジタルトランス フォーメーション
1	木村 康 Yasushi Kimura	0				0	0	0	0	
2	ジャンドミニク スナール Jean-Dominique Senard	0	0	0		0	0			
3	豊田 正和 Masakazu Toyoda	0	0	0	0		0			
4	井原 慶子 Keiko Ihara	0	0				0	0	0	0
5	永井 素夫 Motoo Nagai	0	0		0	0	0			
6	ベルナール デルマス Bernard Delmas	0	0				0	0	0	
7	アンドリュー ハウス Andrew House	0				0	0	0	0	0
8	ジェニファー ロジャーズ Jenifer Rogers	0			0	0	0			0
9	ピエール フルーリォ Pierre Fleuriot	0		0	0	0	0			
10	内田 誠 Makoto Uchida	0	0		0	0	0	0		0
11	アシュワニ グプタ Ashwani Gupta	0	0			0	0	0	0	0
12	坂本 秀行 Hideyuki Sakamoto	0	0		0		0	0		0

<sup>\*</sup> コーポレートガバナンスに関する詳細はこちらをご覧ください https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/

## 取締役会の活動状況

取締役会では、法令および取締役会規則に基づき、株主総会議案、各委員会の 構成員、四半期および通期決算、事業計画ならびに商品戦略等の当社グルー プ経営にかかわる重要事項などについて決議しています。

当事業年度における、当取締役会に上程された議案には以下が含まれます。

- 業務執行状況および事業構造改革「Nissan NEXT」の進捗報告
- 長期ビジョン「Nissan Ambition 2030」の策定
- 内部統制およびリスクマネジメントに関する活動報告
- コーポレートガバナンス報告書の改訂
- 東証新市場区分への移行に関する提案、他

また、筆頭独立社外取締役が議長を務める社外取締役のみによる会合を定期的に開催し、当社のコーポレートガバナンスおよびビジネスに関する事項などについて幅広く議論しています。その一例として、執行側からのビジネスブリーフィング、当社拠点訪問、サステナビリティとD&Iの取り組み、ならびにガバナンスに関するレクチャーなどがあります。

さらに、独立社外取締役と会計監査人との間で、経済安全保障、ESGと電動化 対応に対する市場の視点、データセキュリティ新法制などに関する意見交換会 を当事業年度において2回実施しました。

- \* 各取締役に関する詳細はこちらをご覧ください https://www.nissan-global.com/JP/COMPANY/PROFILE/EXECUTIVE/
- \* 2021年度取締役の活動状況に関する詳細はこちらをご覧ください >>> P216

目次 Corporate direction 環境 社会性 データ集・索引

ガバナンスに関する方針・考え方

リスクマネジメント

コンプライアンス

## 取締役会メンバーの担当職務

木村康(きむらゃすし)



独立社外取締役 取締役会議長

監査委員会 取締役就仟年月 2019年6月

ジャンドミニク スナール (Jean-Dominique Senard



永井 素夫(ながいもとお)

取締役 取締役会副議長

取締役就仟年月 2019年4月

独立社外取締役

豊田 正和(とよだまさかず)



独立社外取締役 筆頭独立社外取締役 指名委員会委員長

監査委員会 取締役就仟年月

2018年6月

井原 慶子(いはらけいこ)



独立社外取締役 報酬委員会委員長

報酬委員会 取締役就任年月

独立社外取締役 監査委員会委員長

報酬委員会 監査委員会

取締役就任年月 2019年6月

独立社外取締役

ベルナール デルマス (Bernard Delmas)

ピエール フルーリオ (Pierre Fleuriot)

取締役



独立社外取締役

報酬委員会 取締役就任年月 2019年6月

アンドリュー ハウス (Andrew House)



独立社外取締役



取締役就任年月 2019年6月



報酬委員会 監査委員会

取締役就任年月 2019年6月



監査委員会 取締役就任年月 2020年2月

内田 誠(うちだまこと) アシュワニ グプタ (Ashwani Gupta)



取締役 代表執行役社長 兼最高経営責任者

取締役就任年月

取締役 代表執行役 最高執行責任者

取締役就任年月 2020年2月

#### 坂本 秀行(さかもとひでゆき)



取締役 執行役副社長

取締役就任年月 2020年2月

\* 取締役の一覧・経歴はコーポレートガバナンスオーバービュー(バージョン3:2021年12月更新)の(P19-25) をご参照ください

https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/Overview JP.pdf

\* 取締役の選任理由はコーポレートガバナンス報告書(P7-9)をご参照ください https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/g\_report.pdf

## 取締役会の特長

#### 取締役会と委員会構成における高い独立性

・取締役会議長および各委員会の議長はすべて独立社外取締役

#### 取締役会

・取締役の過半数(12名中7名)が独立社外取締役

#### 委員会

指名委員会:過半数(6名中5名)が独立社外取締役

·報酬委員会:全員(4名中4名)が独立社外取締役

院査委員会: 過半数(5名中4名)が独立社外取締役

#### 国籍とジェンダーに関する多様性

#### 国籍数

**5**ヵ国

#### ジェンダー

**17**% 女性



## 取締役独立性基準

取締役会の高い独立性を担保するため、日産は、独立取締役の条件を厳密に定めています。 独立取締役は、以下の各号のいずれにも該当しないことが求められます。

	該当してはな	ょらな	:い項目
1	日産の役員および使用人である(現在もしくは過去 10 年間)	8	日産の会計監査人又は会計参与である公認会計士もしくは税 理士である
2	日産の主要株主である(現在もしくは過去5年間)	9	日産から財産上の多額の利益を得ている弁護士、公認会計士 又は税理士その他のコンサルタントである
3	日産が主要株主である会社において、現在、取締役、監査役、 会計参与または業務執行者である		日産から多額の支払いを受けている法律事務所、監査法人、 税理士法人又はコンサルティング・ファームの社員、パートナー 又は業務執行者である
4	日産の主要取引先である	11	上記各項のいずれかに該当する者の家族
5	日産から多額の寄付又は助成を受けている組織の業務執行者である	12	日産で8年間を超えて取締役の職にあった者
6	日産から取締役の派遣を受け入れている会社の取締役、監査役、 会計参与又は業務執行者である	13	以上の各号のほか、当社の少数株主を含む全株主との間で恒 常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者
7	日産の主要債権者である		のように大きょうのかに加加は区が、エフタの C1 (かの)を目

\* 上記は、「日産自動車株式会社取締役独立性基準 | で規定する全要件の一部を抜粋したものです 詳細は、日産の公式サイトに公開されている全文をご参照ください

https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/Standards JP.pdf

## 指名委員会の体制と権限

#### 権限・役割

- ・法定の権限である株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定する
- ・取締役会に提案する代表執行役の選定お よび解職に関する議案の内容を決定する
- ・社長兼最高経営責任者の後継者計画の内 容の策定および年次の検証を行う

#### 決定事項

- ・取締役候補の選解任議案
- ・代表執行役の選解任議案
- ·CEO サクセッションプラン
- ・取締役議長および副議長の選解任議案
- ・各委員会の委員長および委員の選解任議案

指名委員会の委員長は独立社外取締役であり、また、委員6名のうち5名が独立社外取締役(うち1名女性)です(2022年3月末時点)。当委員会では、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容の決定、取締役会に提案する代表執行役の選定および解職に関する議案の内容の決定、および社長兼最高経営責任者の後継者計画の内容の策定および年次の検証を行う権限を有しています。

## 2021年度指名委員会の開催回数・参加率

- 2021年度\*の指名委員会開催総数は7回
- 開催一回当たりの平均参加率は97.6%
- \* 2021年4月から2022年3月までの間

## 2021年度の主な活動

- 代表執行役の選任議案を審議
- 第123回定時株主総会に提出する取締役選任議案について審議
- 社長兼最高経営責任者の後継者育成計画について審議

## 報酬委員会の体制と権限

#### 権限・役割

- ・法定の権限である取締役および執行役の 個人別の報酬等の内容に係る決定に関する 方針、ならびに取締役および執行役の 個人別の報酬等の内容を決定する
- ・取締役および代表執行役の個人別の報酬 額を決定する

#### 決定事項

- ・取締役および執行役の報酬に関する方針 および制度
- ・取締役および代表執行役の個人別の報酬 額または非金銭報酬の場合には個人別の 具体的な内容
- 執行役の個人別の報酬等の内容

報酬委員会の委員(委員長を含む)は、4名すべて独立性を有する社外取締役(うち女性2名)としています(2022年3月末時点)。当委員会は、法定の権限である取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、ならびに取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を決定する権限を有しています。

## 2021年度報酬委員会の開催回数・参加率

- 2021年度\*の報酬委員会開催総数は12回
- 開催一回当たりの平均参加率は100%
- \* 2021年4月から2022年3月までの間

## 2021年度の主な活動

- 取締役および執行役の報酬に関する方針の決定
- 報酬水準検討のためのベンチマーク企業を選定、外部第三者専門機関の 調査結果も踏まえた報酬水準の審議
- 取締役および執行役の当事業年度の報酬額および個人別の報酬等の決定
- 新長期インセンティブ報酬制度の決定と導入
- 長期インセンティブ報酬の1つである業績連動型インセンティブ (金銭報酬)において、サステナビリティに関する評価指標\*の導入
- \*報酬制度の評価指標に関する詳細は2021年度有価証券報告書(P58-66)をご参照ください https://www.nissan-global.com/JP/IR/LIBRARY/FR/2021/ASSETS/PDF/fr2021.pdf
- \* 経営層の役割と評価についてはこちらをご覧ください >>> P019

 目次
 Corporate direction
 環境
 社会性
 ガバナンス
 データ集・索引

ガバナンスに関する方針・考え方 コーポレートガバナンス リスクマネジメント コンプライアンス

## 監査委員会の体制と権限

#### 権限・役割

- ・執行役などの職務執行状況や取締役会の 監督機能の実効性を監査(モニタリング、 監督)する
- ・執行役、従業員、子会社に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、または業務および財産の状況の調査を行う
- ・取締役、執行役、また従業員の不法行為 について差し止め請求を行う
- ・年次監査報告書を作成する
- ・会計監査人を選解任する
- ・会社が取締役もしくは執行役に対して訴えを提起し、または取締役もしくは執行役が会社に対して訴えを提起する場合、 当該訴えについて、選定監査委員が会社を代表する

#### 決定事項

- ・株主総会に提出する年次監査報告書
- ・監査方針、監査規程、監査委員会の年次 監査計画、また関連予算
- ・会計監査人の選解任に関する株主総会 議案
- ・監査委員会室のスタッフの選任
- ・グローバル内部監査室の年次監査計画、 予算および人員計画。グローバル内部監 査室責任者の選任と評価
- ・取締役および執行役に対する訴訟の提起

監査委員会の委員長は独立社外取締役であり、また、委員5名のうち4名が独立社外取締役(うち女性1名)です(2022年3月末時点)。当委員会では、内部統制システムの構築・運用状況を含む業務執行の監査の一環として、年度監査計画に従って、また、必要に応じて、執行役、執行役員および使用人から、当社およびグループ会社の業務執行に関する報告を受けています。また、委員長は、社長兼最高経営責任者をはじめとする執行役などと、定期的に会合を持ち、幅広く意見の交換を行っているほか、重要会議などに出席し意見を述べるとともに、決裁書その他の重要書類を閲覧し、必要に応じて執行役、執行役員および使用人に対して説明または報告を求めています。

委員長が収集した情報については、適時に他の委員にも共有しています。 さらに、当委員会は、監査の実施に当たり、当委員会、内部監査部門および会計 監査人の三者が適宜連携し、三様監査の実効性を高める取り組みを実施して います。当委員会のリーダーシップのもと、三者間での連携により、監査上の指 摘事項およびその対応状況をタイムリーに共有し、内部統制の実効性の向上 を図っています。また、当委員会は、内部監査部門を管轄し、定期的に内部監査 計画に基づく内部監査の進捗やその結果について報告を受けるとともに、 必要に応じて、内部監査部門に対して内部監査に関する指示を行っています。 加えて、当委員会は、執行役などのマネジメントの関与の疑義がある内部通報 の通報先となり、関係する執行役などが通報者および通報内容を知りえない 体制を構築のうえ、その対応に当たっています。

## 2021年度監査委員会の開催回数・参加率

- 2021年度\*の監査委員会開催総数は15回
- 開催一回当たりの平均参加率は100%

## 2021年度の主な活動

元会長および元代表取締役それぞれを被告として提起した損害賠償訴訟の対応、その他元会長らによる重大な不正行為に関する責任追及と損害回復のための適切な措置の実施

<sup>\* 2021</sup>年4月から2022年3月までの間

- リスク管理、サイバーセキュリティ等の領域における内部統制システムの構築、運用状況に関する個別報告の聴取
- 会計監査人からの当事業年度における四半期レビュー結果報告の聴取
- 会計監査人との監査上の主要な検討事項(KAM)およびデジタル監査の取り組みに関する意見交換の実施
- 取締役会による監督機能の実効性に関する監査の実施
- 当社拠点および国内外主要子会社の往査(2拠点および21社:オンライン 形式を活用したものを含む)
- グループ各社の監査品質向上を目的としたグループ会社監査役との連絡 会の実施(オンライン形式を活用したものを含む)

## 執行役の体制

執行役は、取締役会決議により委任された業務の執行を決定するとともに、 その執行を担っています。また、会社の重要事項や日常的な業務執行に関する 事項について審議し議論する会議体を設置するとともに、効率的かつ機動的な 経営を行うために、業務執行については明確な形で執行役員および従業員に 権限を委譲しています。2022年3月末時点で、執行役として6名(うち代表執 行役2名)が選任されています。

## 内部統制システムの基本理念

日産は、優れた価値をすべてのステークホルダーに提供することを目指し、その基盤となる健全なガバナンス体制を構築すべく、さまざまな取り組みを行っています。この基本理念のもと、取締役会では、会社法に定める内部統制システムおよびその基本方針を決議しました。取締役会はその責任において、体制と方針の実行状況を継続的に注視するとともに、必要に応じて変更・改善を行っています。2007年に設立された『内部統制委員会』の議長はCEOが務め、取締役会の監督下に置かれます。すべての執行役、執行役員およびその統括下の各部署、また関連会社は、議長の指揮下で連携し合い、内部統制システムのさらなる改善に努めます。

## 監査の体制

日産では、社外取締役、監査委員会、内部監査部門および外部の会計監査人が連携することで、内部統制システムの実効性をさらに向上させています。社外取締役は、独立性を有するため取締役会をけん引し、取締役会において経営の基本方針を決定するとともに、取締役、執行役などの職務の執行を監督します。また、監査委員会は内部監査部門を管轄し、内部監査部門に対して監査に関する指示を行い、内部監査部門は、継続的に職務の執行状況および発見事項などを報告しています。会計監査人からも同様に報告を受けるとともに、監査の品質管理体制について詳細な説明を受け、その妥当性を確認しています。

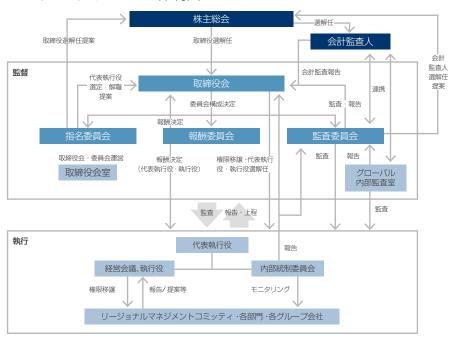
<sup>\*</sup> 各執行役に関する詳細はこちらをご覧ください https://www.nissan-global.com/JP/COMPANY/PROFILE/EXECUTIVE/

<sup>\*</sup> 内部統制システムに関する詳細は「日産コーポレートガバナンスオーバービュー」(P51)をご覧ください https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/Overview JP.pdf

## 独立した組織による内部監査

日産は、独立した組織であるグローバル内部監査機能を監査委員会の管轄のもと、設置しています。各地域では統括会社に設置した内部監査部署が担当し、より高度な専門性を要する販売金融、ITおよびモノづくりの分野では各地域を横断的に監査するグローバルな専門チームを設置しています。チーフィンターナルオーディットオフィサー(CIAO)の統括のもと、すべての内部監査は、グローバルに効率的かつ統一的に実施しています。

#### コーポレートガバナンス体制図



## 権限基準書の概要

DOAはDelegation of Authority(権限委譲)の略で、会社の重要な意思決定 に誰が関与するのかについて定めたものです。

#### DOAの役割

#### 意思決定プロセスの明確化

決定手続きを明確にするとともに、意思決 意思 定の責任の所在を明らかにする。 がで

## 経営品質の維持向上

意思決定を効率的かつ効果的に行うこと ができ、日産の経営品質の維持・向上に 貢献する。

#### DOAの適用範囲



- i DOAは会社の重要な意思決定のみをカバーしている。
- ii DOA以外にも会社の意思決定規則は存在する(業務基準書など)。 iii DOAは特段の規定がある場合を除き、日産の海外子会社を含め連結 子会社に適用する。
- iv DOAは、適用範囲に応じてグローバル、リージョナル、ローカルに 分類される。

## 権限基準書の統制

意思決定プロセスの明確化および経営品質の向上を図るために、公正かつ透明性の高い権限基準を適切に整備し、厳格に管理しています。

## 厳格性

DOAの改定、新設および削除においては、役員が議長となっているDOAコミッティーにて厳格に管理されている。

#### 02

#### 透明性

DOAは、誰が起案し、誰が助言し、 誰が決定するのが適切かをあらか じめ定め、それぞれの権限と責任 を明確にしている。また、それをイ ントラネット上に公開し透明性を高 めている。

#### 03

#### 公正性

起案者と決定者以外にも、起案された承認事項に関して、専門的見地から助言するバリデーターをそれぞれのDOAに設定し、公正性を担保している。

#### 04

#### 実効性

各部門にDOA担当者を、または、 各地域にDOAコーディネーターを 設置し、DOAの効率的な運用およ びグローバルでのDOAマネジメン トの向上を図っている。

データ集・索引 目次 Corporate direction 環境 社会性 ガバナンスに関する方針・考え方 リスクマネジメント コンプライアンス

## 利益相反の回避

取締役および執行役と会社の利益が相反する取引については、事前に取締役 会の承認を得ること、および取引後に当該取引に関する重要な事実を取締役 会に報告することを取締役会規則に規定しています。また、利益相反の可能性 を考慮し、代表執行役は、主要株主もしくはアライアンスの相手方である三菱 自動車工業株式会社およびその子会社、関連会社の取締役、執行役その他の 役職員を兼任してはならず、当社の代表執行役就任時に当該役職員に就任 している場合には、速やかに兼任を解消するための措置をとるものとして います。監査委員会の委員の選定にあたっては、少数株主との間の利益相反な どを考慮し、主要株主またはその子会社、関連会社において取締役、執行役そ の他の役職員を務めた経験(日産からの派遣によるものを除く)を有する者が 監査委員会の委員となることは望ましくないと規定しています。2019年には 取締役利益相反解消指針を制定、取締役と会社との利益相反とは何かを定義 し、年に一度の利益相反アンケートを実施するなど、取締役に対し利益相反 または潜在的な利益相反を報告する義務を課すとともに取締役の利益相反を 解決するプロセスなどを規定しています。さらに、2022年3月にグローバル利 益相反規程が施行され、すべての役員および従業員に適用されています。

## 取締役利益相反解消指針の3つの柱

#### 「取締役利益相反解消指針」の3つの柱

#### 報告義務



## 





続的な義務を負う:

- これを報告する義務
- ちこれを報告する義務

じたこと、またはその可能 は「利益相反解消グループ長 下を含む: 性を認識した際に、直ちに (監査委員会の委員長である 独立取締役)として当該グ ii取締役会または委員会に関ループを統率する。利益相反 連して提供を受けた資料に 解消グループ長は、報告がな ii 特定利益相反が検出され、 より特定の利益相反を認識された特定利益相反に関し、 した場合、当該会議に先立いずれかの取締役について、 以下を阻むことができる:

- i関連する取締役会または委 員会資料の受領
- ii関連する取締役会または委 員会の審議への参加
- iii関連する取締役会または決 議への参加

各取締役は、以下2つの継 「取締役利益相反解消グルー 特定の利益相反を、取締役会 プレは、最低3名の独立取締 や委員会の事前・最中・事後 i 特定の利益相反が新たに生 役で構成され、そのうち1名 に解消するための手続きは以

- i確認されたすべての特定利 益相反はデータベースにて 管理する
- その取扱いに関して事前の 決定が行われていない場 合、当該事項に関する審議 は中断もしくは延期する iii特定利益相反のあるメン

バーを当該事項に関する審

議から除外する

\*「コーポレートガバナンス報告書」に関する詳細はこちらをご覧ください https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/GOVERNANCE/ASSETS/PDF/g\_report.pdf 目次 Corporate direction 環境 社会性 社会性 ガバナンス データ集・索引

ガバナンスに関する方針・考え方

コーポレートガバナンス

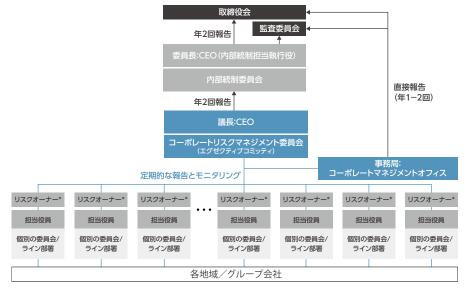
リスクマネジメント

コンプライアンス

# リスクマネジメント

## リスクマネジメント体制

日産では、「グローバルリスク管理規程」にて、リスクを「日産グループのコーポ レートパーパス、戦略、および事業目的の達成を阻害する事象又は状況」と 定義し、日産グループ全体で活動を推進しています。リスクをいち早く察知し、 影響度の大きさや発生の可能性を評価して、必要な対策を検討・実行するこ とにより、リスクが発生する確率や頻度の低減、万一発生した場合の損失の最 小化に務めるとともに、リスクの大きさに応じた適切な管理がなされているの かを確認しています。具体的には、社内外の事業環境の変化に対応するため、 プロセスを見直すとともに、リスク管理の専門部署による役員層へのインタ ビューと各機能部署へのヒアリングを毎年実施。さまざまなリスクの洗い出し とともに、インパクトと切迫度、コントロールのレベルを定量的・定性的に評価 し、コーポレートリスクマップの見直しを行います。そしてCEOが議長を務める コーポレートリスク管理委員会において、全社的に管理すべきリスクとその管 理責任者を決定し、責任者のリーダーシップのもと、各リスクへの対策に取り組 みます。毎年度末にはリスク管理の責任者が各リスクにおけるコントロールレ ベルを評価し、それぞれのリスクマネジメント活動の有効性を判断しています。 それらの状況は定期的にコーポレートリスク管理委員会や内部統制委員会に 報告し、さらに監査委員会や取締役会にも適宜報告しています。



\* リスクオーナーは、原則としてエグゼクティブコミッティのメンバー

(2022年3月末時点)

個別のビジネスリスクに対しては、発生時の影響と発生の頻度を最小にするため、各部門の責任において、本来業務の一環として必要な予防対策を講じるとともに、発生時の緊急対応策を整備しています。また、災害・操業リスクにおいては専門部署を創設し、危機発生時に迅速かつ連携のとれた対応を行うことで、事業継続リスクに対して網羅的に対応する体制を整えています。国内外の連結会社とも連携を深め、日産グループ全体でリスクマネジメントの基本的なプロセスやツールの共通化、情報の共有化を進めています。

2020年度以降の日産グループの各地域の経営統括体制(マネジメントコミッ

目次	Corporate direction	環境	社会性	ガバナンス	データ集・索引
ガバナ	ンスに関する方針・考え方	コーポレートガバナンス	リスクマネシ	ブメント	コンプライアンス

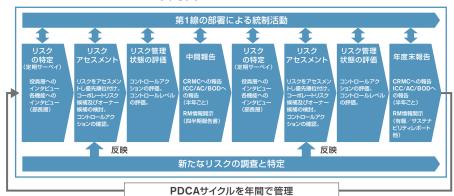
ティ)の改編に併せて、各地域統括部門と本社間のリスクマネジメントの 実施・連携方法をあらためて見直し、再構築に取り組んでいます。

近年、新たな技術の普及や地政学的リスクの拡大など、企業を取り巻く環境は変化の度合いを増しています。そうした変化にも適切に対応していけるように、 これからも取り組みを強化していきます。

## リスクマネジメント強化の取り組み

日産が2021年に発表した長期ビジョン「Nissan Ambition 2030」の達成に向けて、リスクマネジメントの枠組みやプロセスの見直しとその強化に継続して取り組んでいます。

#### コーポレートリスクの年間管理プロセス



CRMC: コーポレートリスクマネジメント委員会 ICC: 内部統制委員会 AC: 監査委員会 BOD: 取締役会

(2022年3月末時点)

体制面の強化としては「三つの防御線」の原則に基づき、リスクマネジメントの事務局を第二線の機能として明確に位置づけ、人員体制の強化も行いました。会社の新たな基本方針をサポートするために、リスクマネジメントの目的を、事業目的の達成といった短期的なものにとどまらず、より長期的な視点で「コーポレートパーパス」の達成をサポートする活動と位置づけました。それに伴い、対象とするリスクも、会社の企業価値の向上や環境・人権など、サステナビリティに貢献する視点で、より幅広く捉えるようにし、新たなリスクを適時に捉える体制も構築しました。リスクの評価についても、従来の主観的・定性的な評価に、客観的・定量的な評価を加えるため、国際的なフレームワークも参照し、より具体的なリスクの評価と、リスクをコントロールし管理状態に置くための活動のモニタリングに取り組んでいます。

これらプロセスとツールの改善内容は、リスク管理マニュアルにも適宜反映しています。

## 個人情報保護と情報セキュリティへの取り組み

日産では、情報セキュリティ全般に対する取り組みの基本方針である「情報セキュリティポリシー」をグローバルに展開し、情報セキュリティ委員会のもと、PDCAを回した対策を図っています。特に、グローバルで発生する社内外の情報漏えい事案については随時捕捉し、タイムリーに情報セキュリティの強化を実施することにより、確実に対応しています。同ポリシー徹底のため、情報セキュリティに関する社内教育を継続的に実施し、周知・定着を図っています。

目次	Corporate direction	環境	社会性	ガバナンス	ζ	データ集・索引
ガバナン	/スに関する方針·考え方	コーポレートガバナンス	リスクマネジ	メント		コンプライアンス

また、各国における個人情報の保護に関する法律を遵守し、お客さまの情報を適正に扱うことが社会的責務であると認識し、社内の管理体制およびルール、手続きを整備した個人情報管理規程を策定し、日産グループ会社全体において徹底しています。日産は、情報の透明性、プライバシー、誠実さが、これまで以上に、日産ブランドに対するお客さまの信頼を築き、維持するうえで不可欠な価値であると認識しています。当社は、お客さまに関するデータとプライバシー情報の利用において、グローバルで一貫したアプローチを適用するために、「カスタマープライバシーに関する基本方針」を策定しました。この方針は、日産の全拠点において情報の取り扱いが重要なテーマとして扱われ、一貫性を持っていることを保証しています。この新しい方針は、個人情報保護に関する日産のコミットメント、およびプライバシーに関する基本的な考え方について規定しています。

2021年度は日産グループ会社全体で個人情報に関して、重大な紛失、漏えいなどの事案は発生していません。

<sup>\*</sup> 有価証券報告書「事業等のリスク」(P17-P24)はこちらをご覧ください
https://www.nissan-global.com/JP/IR/LIBRARY/FR/2021/ASSETS/PDF/fr2021.pdf

# コンプライアンス

日産においては、すべての従業員が高い倫理基準に従って誠実に行動することが大切であり、従業員は最も高い倫理観を持って行動することが求められています。それは単に正しい行為だからという理由だけではなく、そうすることで全従業員が最高のレベルで業務を実施することが可能になるからです。日産はグローバルコンプライアンス室を設置し、世界の各拠点にコンプライアンス施策を推進する担当部署と推進責任者を配置して、コンプライアンス意識の醸成に努めています。

2021年度は、「グローバル内部通報規程」や「グローバル利益相反規程」などの新しいグローバルポリシーを発表しました。2021年12月9日には社内の倫理と法令遵守意識の向上のために、第2回「日産エシックス・デー(企業倫理の日)」をグローバルで開催しました。

## コンプライアンスの強化

## 日本国内車両製造工場での完成検査にかかわる 不適切な取り扱いの再発防止に向けて

2017年9月に発覚した完成検査にかかわる不適切な取り扱いに関する一連の問題について、その原因や行為に至った背景を含め、徹底した調査を進めるとともに、その結果をもとに適正な再発防止策を講じています。日産としては、法令遵守の徹底を重要な経営課題として捉え、事業のあらゆる面において、法令

遵守の状況について自主点検を行ってきました。問題が発生した場合には適切な処置を講じ、さらに、あらゆる業務における法令遵守・コンプライアンス意識の醸成・徹底を図っていきます。

## コンプライアンス総点検の実施

日産では、日本国内車両製造工場での完成検査において不適切な取り扱いがあったことを受け、二度と同様のことを起こさないと決意しました。2018年度にはコンプライアンス総点検を実施し、2019年度からグローバルコンプライアンス室と関連部署が年2回の定期点検を行っています。

2019年度は、日本国内の主要な子会社を対象に総合的なコンプライアンス総 点検を実施し、その後も定期的に点検を行っています。2021年度は、コンプラ イアンスモニタリングをすべての海外拠点で開始しました。

### 販売会社との取り組み

日産では、販売会社とコンプライアンスの意識を共有し、より強固な内部統制 を構築できるように、さまざまな取り組みを推進しています。

販売会社とのコミュニケーションを強化しながら、日本国内の販売会社向けに コンプライアンス強化を目的とした活動を実施しています。具体的には、

<sup>\*</sup>国内車両製造工場での完成検査における不適切な取り扱いに関する詳細はこちらをご覧ください https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/VEHICLE INSPECTIONS/

目次	Corporate direction	環境	社会性	ガバナンフ	ζ	データ集・索引
ガバナン	/スに関する方針·考え方	コーポレートガバナンス	リスクマネジ	メント		コンプライアンス

コンプライアンスに関する管理レベルの把握と改善を目的とした「自己点検プログラム(Control Self-Assessment)」を展開。監査での指摘事項などを反映したチェック項目を各販売会社へ提供し、自社におけるコンプライアンスの現状や課題について把握し、PDCAサイクルを回しながら自発的改善活動につなげています。重大なコンプライアンス違反の案件が発生した際には、法務、広報、渉外など日産の関係各部署が連携しながら、販売会社とともにタイムリーかつ適切に対応しています。

## 腐敗防止

## 腐敗防止の方針・考え方

日産は、個人的か組織的かにかかわらず、企業や政府によるいかなる腐敗行為 も容認しません。「日産グローバル賄賂防止ポリシー」\*は、腐敗行為に関する グローバルな枠組みを定めています。文化的背景が異なることで腐敗行為の 特定が難しいことはありますが、日産は現地の慣習や伝統を尊重しながらも、 腐敗行為を受け入れることは決してありません。

## 腐敗防止のマネジメント

日産では「グローバル行動規範」\*を定め、グローバルコンプライアンス室を設置するとともに世界の各拠点にコンプライアンス施策を推進する担当部署と推進責任者を配置してコンプライアンス意識の醸成に努めています。

さらに、すべてのグループ会社が「グローバル行動規範」を基準とした独自の 行動規範を導入しています。また、行動規範の内容を完全に理解できるよう に教育を行っています。

日産はコンプライアンスに関する知識取得を推進するためにポリシー管理の方策を2016年度に改定しました。この強化されたプロセスでは、すべての従

<sup>\*</sup> こちらから「日産グローバル賄賂防止ポリシー」(PDF)をダウンロードできます https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/LIBRARY/ASSETS/PDF/NIS\_SUS2013J\_POLICY.pdf

<sup>\*</sup> 利益相反の回避に関する詳細はこちらをご覧ください >>> P171

目次	Corporate direction	環境	社会性	ガバナンス	データ集・索引
ガバナン	/スに関する方針·考え方	コーポレートガバナンス	リスクマネシ	ブメント	コンプライアンス

業員が日産のポリシーを完全に理解し、コンプライアンスに関する問題に直面 した際には適切に対応できるよう意識づけを強化しています。

また、「社内決裁基準」「グローバル内部者取引防止管理規程」「個人情報管理規程」「情報セキュリティポリシー」「日産グローバル賄賂防止ポリシー」「グローバル・ソーシャルメディア・ポリシー」「カスタマープライバシーに関する基本方針」などの社内規程に基づいて、コンプライアンス意識を高め違反を低減する活動に取り組んでいます。

日産が事業活動を行う各地域においても法令遵守のためのさまざまな従業員教育プログラムが定期的に開催されています。「日産グローバル賄賂防止ポリシー」に基づく研修も、グローバルすべての地域で実施しています。

## ビジネス倫理の遵守

## ビジネス倫理の遵守の方針・考え方

## 従業員におけるコンプライアンスの徹底

すべての従業員が高い倫理観を持って業務を遂行することが、日産のサステナビリティ推進の基盤です。2001年には、従業員がどのように行動すべきかを「グローバル行動規範」として定め、グループ全社でグローバルに適用しています。

取締役や執行役員に対しても、「取締役・執行役員の法令遵守ガイド」を策定し、定期的にセミナーや啓発活動を実施することなどにより、その遵守を徹底しています。

CEOとグローバルコンプライアンスオフィサーが共同で議長を務める「グローバルコンプライアンス委員会」を年2回開催し、グローバルコンプライアンス計画の審議や年次プログラムの検証、コンプライアンス案件についての議論を行い、その結果を経営会議および監査委員会に報告します。

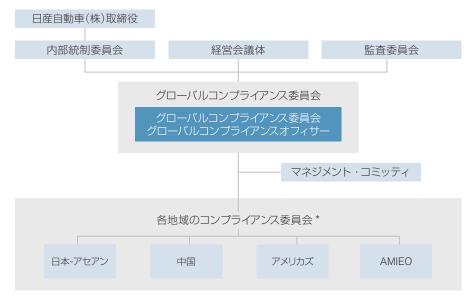
さらに「グローバルコンプライアンス委員会」の統括のもと「リージョナルコンプライアンス委員会」を地域ごとに設置して、違法行為や非倫理的行為を未然に防ぐグローバルな体制を構築。法令・倫理遵守機能を高めるため、各地域・拠点が連携しながらコンプライアンスの周知徹底と違法行為の未然防止活動に取り組んでいます。日産グループでは、従業員が行動規範や法律に違反・抵触した場合、適切な懲戒処分を行うためのプロセスが設定されています。また、

<sup>\*</sup> こちらから「グローバル行動規範」(PDF)をダウンロードできます
https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/LIBRARY/ASSETS/PDF/NISSAN GCC J.pdf

目次	Corporate direction	環境	社会性	ガバナンフ	ζ	データ集・索引
ガバナン	スに関する方針·考え方	コーポレートガバナンス	リスクマネジ	メント		コンプライアンス

コンプライアンスの管理をこれまで以上に徹底するため、日産ではグローバルコンプライアンス室を設置しました。さらに、各地域のコンプライアンスを徹底するため、日本-アセアン、中国、アメリカズ、AMIEO(アフリカ/中東/インド/欧州/オセアニア)地域に独立した専任のコンプライアンスオフィサーを選任しています。

#### グローバルコンプライアンス委員会組織(2022年4月1日現在)



<sup>\*</sup> 各地域のコンプライアンス委員会はローカルレベルのコンプライアンス委員会を適切に監視しています

## グローバル行動規範

「グローバル行動規範」は、日産がすべての事業所において法令を遵守し、公正かつ誠実に事業活動を行うための基本原則です。日産グループで働くすべての従業員に適用されており、従業員一人ひとりにこの行動規範をしっかりと守り実践していく責任があります。最低でも3年に1回は会社や社会の変化に合わせた改定に向け、見直しを行っています。関連法令や行動規範の項目に大きな変更が生じた場合には、定期的な更新時期でなくても即時に変更を行います。2017年の改定では、行動規範の重要な柱として従業員とお客さまの「安全性の促進」を新たに掲げました。

2021年度には改定された「グローバル行動規範」の研修教材を全地域に配布しました。間接従業員へのe-ラーニング教材は約20言語に対応しています。2021年度の間接従業員の受講率は96.1%でした。一方、工場で働く従業員を対象とした教材も別途用意しており、受講者は定期的なシフト開始時のミーティングの場、または対面のクラスルーム形式で、トレーニングを受講しました。工場従業員の受講率は97.8%でした。すべての従業員、取締役および執行役員は、本トレーニングを毎年受講することが義務づけられています。「グローバル行動規範」の遵守・周知の状況については、所管部署による自主評価及び内部監査部門による独立的評価が行われています。その結果が内部統制委員会にて毎年報告され、取締役会にも報告されています。

目次	Corporate direction	環境	社会性	ガバナンス	ζ	データ集・索引
ガバナン	スに関する方針・考え方	コーポレートガバナンス	リスクマネジ	メント		コンプライアンス

#### ① 法律およびルールの遵守

日産の従業員等は、会社のポリシーや規則に加え、事業活動を行う全ての国の 法令・規則等を遵守します。

#### ② 安全の推進

日産は安全と健康の促進に取り組んでいます。日産の従業員等は、健全な職場環境を維持促進するため安全に業務を遂行する必要があります。さらに、日産はお客さまと搭乗者及び歩行者の安全を確保することに細心の注意を払っています。そのために日産の従業員等は、製品の安全性や安全策を継続的に推進し、交通安全への意識を高めなくてはなりません。

#### ③ 利益相反行為の禁止

従業員等は日産の利益を考えて行動することが期待されています。会社の利益に反して、行動・活動し、情報を使用することは禁じられています。さらに従業員等は、利益相反とみられるような外観が存在しないように努めなければなりません。

#### ④ 会社資産の保護

日産の従業員等は会社の資産を保護する責任があります。許可なく資金 や企業秘密、物的資産、知的財産を含む会社資産を使用することは禁じられています。

#### ⑤ 公正・公平な関係

日産の従業員等は取引先(販売会社、部品メーカー、その他の関係先)と、公平 かつ公正な関係を維持していかなければなりません。

#### ⑥ 透明性と説明責任の確保

会社は企業経営に係る勘定と記録を誠実に管理しなければなりません。日産の従業員等は、株主、経営陣、お客さま、他の従業員、地域社会等の関係者に対し、企業活動に係る情報を、公正性と透明性をもって、適時・適切に開示します。

#### ⑦ 多様性の尊重と機会平等

日産は従業員等及び取引先、お客さま、地域社会の多様性と一体性(ダイバーシティ&インクルージョン)を評価・尊重します。また、差別や報復、いやがらせは、どんな形・程度にせよ容認されるべきではありません。

#### ⑧ 環境保護

日産の従業員等は、製品を開発し、サービスを提供する際、環境保護を考慮しなければなりません。合わせてリサイクル・省資源・省エネルギーの推進に努めなければなりません。

#### ⑨ 実践・報告の義務

日産の従業員等は、この行動規範に従い業務を遂行しなければなりません。 行動規範の違反を察知した場合には、速やかにその旨を報告する義務を負っ ています。報告に際しては、グローバル内部通報システム「SpeakUp」の利用 が推奨されています。そして、信念に基づいて違反行為を報告した従業員等 は報復を受けることのないよう保護されています。

## ビジネス倫理の遵守のマネジメント

## 健全性を高める内部通報制度

日産では、全世界の従業員一人ひとりがコンプライアンスを確実に理解し、企業活動が正しく行われるよう、グローバルで統一した内部通報制度SpeakUpを導入しています。従業員はこのシステムを使って意見や質問を会社へ伝えることが可能となり、業務や職場の改善につながっています。SpeakUpは、法律で許される範囲内で匿名かつ秘匿の双方向コミュニケーションを20言語以上で、24時間365日行うことができ、販売会社などの関係者も利用することができます。日産は、従業員に行動規範やその他の会社規則に対する違反を報告するように促すとともに、コンプライアンス制度の土台である報復を禁ずる方針によって通報者を保護しています。

2021年度にはグローバルで1,764件が報告され、そのうち、19%がコンプライアンス関連、54%が人事関連の報告でした。また、最も多く報告された内容は、「人事上の懸念」、「攻撃的または不適切なコミュニケーション」、「その他の社内規程違反」に関するものでした。

## 安全保障に関する輸出管理

日産は、国家および国際間の平和と安全の維持に貢献するため、日本をはじめとする各国の安全保障に関する輸出規制法令の遵守を徹底しており、規制対象となる貨物やソフトウエア、技術について、テロ、産業スパイ、人権侵害者などの懸念活動への拡散防止を図っています。日産では、輸出管理担当役員を長とする自主管理体制を構築しています。各国・地域の法令の遵守を確実に行うため、社内規程や業務プロセスを整備し、グローバルディレクターとリージョナルマネジャーからなる輸出管理事務局とビジネス部門が協働して厳格に運用しています。

日産には、事業を行うすべての地域において、貨物、ソフトウエア、技術の輸出を管理する関係法令を遵守する責任があり、2021年度には、日産グループ全体で適切な法令遵守を確保するため、「グローバル輸出管理ポリシー」の改訂を進めました。グローバルポリシーをもとに、事業を展開する各拠点の地域ポリシーの策定と強化を継続しています。現在、事業構造改革「Nissan NEXT」の新しい地域組織の影響を検討し、改訂を行いました。また、米国における輸出管理改革法(ECRA)の施行、EUのデュアルユース物品規制リストの改正、中国、タイ、インドの輸出管理法令の動向など、各国の輸出管理規制の変更に対して迅速に対応しています。

内部管理のレベル向上を図るため、日産は各地域で輸出管理に関するリスク アセスメントを定期的に実施するほか、法規制や事業上の要請に即した監視体 制づくりや継続的な運用の改善に取り組んでいます。また、コンプライアンス

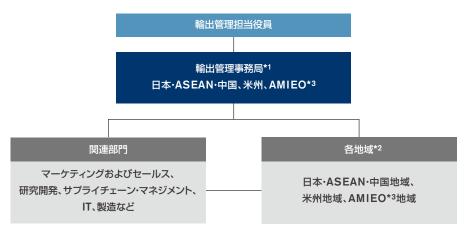
目次	Corporate direction	環境	社会性	ガバナンフ	ζ	データ集・索引
ガバナン	/スに関する方針·考え方	コーポレートガバナンス	リスクマネジ	メント		コンプライアンス

リスクに関する従業員の認知度をさらに高めるため、関連する関税法コンプライアンスの観点も含め、教育体系や教育コンテンツの見直しを行っています。 2018年度から、日本では新体系に基づいた年次研修を開始しました。 さらに 2019年度からは必須研修をグローバル展開し、北米、中南米、AMI(アフリカ、中東、インド)、中国で完了しました。 2020年度にはA&O(アジア、オセアニア) で必須研修を完了し、欧州では2021年度に研修を終えました。

近年の重要課題のひとつとして、先進技術に関する輸出管理もグローバルに取り組んでいます。「グローバル輸出管理ポリシー」の運用促進のために、ポリシーが適用される日本、米国、欧州、その他、世界中の日産において、自動運転やコネクテッドカーといった先進技術の輸出管理を継続して推進しています。日本の開発拠点ではITシステムを利用した該非判定プロセスのさらなる改善を進めています。米国の研究施設では、シリコンバレーのバッテリー研究所(Battery Lab)とアライアンスイノベーション研究所(Alliance Innovation Lab)の技術管理計画(Technology Control Plan)の強化を進めています。

日産では、輸出管理に関する手続きを開発設計業務に組み込むことで、コンプライアンスの強化を図っています。また、各地域における規制対象貨物やソフトウエア、技術の情報を更新・集約し、体系的にグローバル展開することにより、各地域のビジネスにおいて、さらに網羅的で確実な輸出管理を実施していきます。

#### 輸出管理に関するグローバル組織図



<sup>\*1\*2</sup> 事業構造改革「Nissan NEXT」に基づく新しい地域組織体制

<sup>\*3</sup> AMIEO(アフリカ・中東・インド・欧州・オセアニア)

## 税の透明性

## 日産の税への取り組み

日産は、「グローバル行動規範」に沿って、日産グループが事業を行うすべての 国の法令だけではなく、国際的な租税条約および税関連の財務報告ルールを 遵守しています。世界中の市場で、適切かつ効率的に事業を運営するために、 日産は2015年から税務方針を文書化しています。

法令の変化に対応するために当該方針は継続的に改訂しています。税務方針には、日産のガバナンスの取り決め、税務リスク管理戦略、税務担当局への対応方法が含まれています。日産は、国内規則と国際規則(OECD国別報告など)、オーストラリアや英国\*など、その国独自の透明性に関する要件も含め、すべての税の開示要件を一貫して満たしています。

日産は、経営上の重要事項決定時に税務部門を関与させ、税務リスクを効果的に管理しています。日産の税務部門は、事業運営や戦略の意思決定に税務が及ぼす影響が適切に評価され、適時に対処されるよう、他の部門をサポートしています。事業戦略のサポートに必要な取引、組織の再編、法人の変更、その他の事業変更に関する税務部門からの報告は特に重要です。

税務部門が、事業運営上の決定を税務の観点から検証し、正式な権限委任手続きを経たうえで、税務対策が一貫した方法で適時行われ、より広範な経営目標に沿ったものであることを確認します。

グループ内企業間取引においては、OECDが支持する国際的に確立された基

準を適用しています。企業間取引は独立企業間価格で行い、日産の企業間であっても、独立企業間として取引します。

日産は税務執行に透明性を持たせ、事業を行う国の管轄内で地域や国際的な税法に沿って適切な納税を行い、税務関連の利子や法令違反による罰金の支払いを回避します。

日産の税務戦略は、CFOが審査および承認します。グローバル税務責任者と CFOは、税務リスクおよび税務戦略に関する情報を毎年取締役会で報告して います。

<sup>\*</sup> 日産の英国での税務戦略(英語のみ)はこちらをご覧ください https://www.nissan.co.uk/legal/nissan-uk-tax-strategy.html

## 日産の税務管理

各国および各地域、グローバルレベルで設けられている権限移譲プロセスを通じて、経営上の意思決定を税務執行の観点から一貫して検証することにより、 日産はグループ内の税務リスクを効果的に管理しています。

日産が最も重要視しているのは、グローバルブランドとしての評価と製造・販売事業の継続的な成功です。そのため、税務当局との事前の協議により明らかとなった懸案事項のみを低税務リスクとして許容しています。税務調査において、日産は適用可能な条件については税務当局との合意を試みますが、合意に達しない場合、日産は法廷において税務上の立場を表明し、訴訟による法律の適用を求めます。

日産は、税務リスクを明確にし、管理するためのさまざまな対策を講じています。「Global Tax Controversy Report」は、日産の税務部門でグローバルに活用している税務リスクを集中管理するツールであり、直接税、間接税に関するすべての税務リスクをカバーしています。重要な案件については四半期ごとに経営陣と検討しています。

具体的には、法人所得税に関して、国際財務報告解釈指針委員会第23号 (IFRIC 23)の要求に従い、各国、各地域、およびグローバルレベルでの不明 瞭な税務ポジション(Uncertainty Tax Position)を確認するプロセスを実施しています。日産では2019年度初めよりIFRIC23を適用しています。

移転価格に関しては、日産の税務部門が内部手順を有しており、移転価格リスクの特定、評価、軽減、といった管理を行い、またリスク動向を監視のうえ、重大

化した場合にはすべてのステークホルダーに報告をしています。税務部門は、製品および単体会社の収益性を定期的にモニターし、移転価格税制上の潜在的な税務リスクを特定しています。潜在的な税務リスクが確認された場合は、財務担当役員チームに報告されます。税務戦略の実施に責任を負うグループ内の幹部レベルのポジションには、グローバル税務責任者がおり、CFOに報告します。

税務ガバナンスおよび管理体制は、税務部門、コンプライアンス部門、内部監査部門によって定期的に各国、各地域、およびグローバルレベルで評価されています。税務のガバナンスと管理に関するグローバルポリシーは、日産のウェブサイトで公開しており、グローバルの全従業員がアクセスできます。コンプライアンス部門(各国、各地域、およびグローバルレベル)は、ポリシーがどのように運用され、またビジネスに即しているか否かを税務部門と確認します。日産では、違法行為や非倫理的行為を目撃したり、疑念が生じたりした場合、従業員が報告できるように、SpeakUpという内部通報制度を用意しています。SpeakUpは税務に関する問題を経営陣へ提起する手段となっています。

目次	Corporate direction	環境	社会性	ガバナンス	データ集・索引
ガバナン	/スに関する方針・考え方	コーポレートガバナンス	リスクマネ	ブメント	コンプライアンス

## 日産のステークホルダーの関与と税務に関する懸念の管理

日産は、他の公的機関や業界団体と同様に各国の税務当局と、長期的でオープンかつ建設的な関係の維持に努めています。

税務当局との連携の中で、適切に事前確認を行い、また企業内取引の移転価格の正当性を確保するために、移転価格に関する事前確認制度(APA)を活用しています。

日産は、定期的に政策立案者と連携し、健全な税務政策の原則に基づく税務規則および規制の策定を支援しています。また日産はTax Executives Institute (TEI)やOECDの経済産業諮問委員会(BIAC)など、業界団体や国際的な経済団体にも情報を提供しています。日産は日本の自動車メーカーとして、日本の主要な民間企業団体のひとつである経団連と日本自動車工業会(JAMA)の会員であります。

当社のIRは、グローバル税務部と連携してステークホルダーからの税務関連の 質問に対応しています。税務部門はこれらの質問への回答に関して十分な情報を提供しています。